

## ■ 論文

## 地域金融機関と CSR に関する一考察

内田 滋

## 目 次

- I はじめに
- II 企業と社会的責任について
- III 社会的責任と CSR
- IV 地域金融機関と CSR
- V 結びにかえて
- 参考文献

## ▶ 要 旨

近時、地方創生にも関わるところが一層大きくなっている地域金融機関に関して、小論ではその社会的責任ならびに広く一般にも普及してきた概念でもある CSR (Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)) と金融産業に関連した SRI (Social Responsibility Investment (社会的責任投資)<sup>1)</sup> に焦点を当てる。そして、機関経営における基本的理念や規制変化とも併せる形で、比較的初期の理念に遡って諸取組み等を含めて考察を行なった。そこでは、株式会社及び協同組織のいずれの組織形態における地域金融機関にあっても、効率性をベースにした経済的役割に加えて地場産業や企業等の事業体をはじめとする地域社会への金融サービス供給を通じた貢献への認識が一層重要と考えられるようになってきたことなどが示されている。

## ▶ キーワード

地域金融, 地域金融機関, 社会的責任, CSR, SRI, 地域経済, ESR, 地域貢献

## I はじめに

わが国においても、CSRという言葉が身近に使われるようになってから久しい。これは、周知のように Corporate Social Responsibility の略であり、新聞や雑誌のみならずテレビやインターネット上にもしばしば登場して目にするようになった。本稿では、主として金融機関とりわけ地方創生にも関わるところの大きい地域金融機関において、その社会的責任から近年取り上げられてきた CSR とそれに関連した SR (Social Responsibility (社会的責任)) について規制変化とも併せながら比較的初期におけるケースにも焦点を当てて考察することにした。

金融業ないし金融産業においては、一般事業会社の場合と異なり、SRI という概念も用いられている。これは、UNEP・FI (United Nations Environmental Plan・Financial Initiative, 国連環境計画・金融イニシアティブ) が主導して推進された PRI (Principle for Responsible Investment, 責任投資原則) における6原則に基づいた考え方で、それに続いて展開されてきた多くの政策スキーム等の諸提言に強く影響を受けているとみなされる<sup>2)</sup>。ただ、これも基本的には従来から主張されてきた企業の社会的責任をベースに、公共部門から家計部門等を含めた包括的な経済主体などその拡張された範囲への応用において取組みが期待されるころのものとして考えられる。その背景には、グローバル経済の進展や地球環境の許容度に関わる諸問題が、企業行動や事業活動への基本的な制約条件として大きく影響するところとなってきたことが指摘される。

金融機関にあつては、実体経済を支える重要な役割のほか、金融・証券市場における金融商品サービス自体の取引も担当している経済主体である。そこでは後述されるように、一般事業会社のように特定産業ないしそこに属する企業との取引が主たるステークホルダーであるとは限らず、民間企業部門から個人・家計部門さらには公共部門における経済主体との取引関係が存在し、広範な取引当事者層を抱えているという特徴がある。

したがって、その経営行動と成果は、近時における不良債権処理問題において指摘されたように広く一般社会にも影響を及ぼし得るものとなっており、その社会的責任についてはとりわけ大きなものがあると改めて認識されるようになってきている。もっとも、そのような傾向は、事業会社においても大規模企業ほど市場シェア等の面で世間に及ぼす影響も大きなものがあることから、いわば共通のものがあるとも考えられる。

実際、それはわが国においても、バブル経済の発生から崩壊およびそれに続く平成不況とその長期化やそれ以降の経済環境において、企業ないしその経営陣や実務担当者による不祥事をはじめとして、さらには地球温暖化問題に至るまでの経済経営活動との関連で、一般にも広く論じられるようになってきている。また、株主総会等において観察されるように、当該問題についての個人株主の関心も高くなってきた。

このように、現代社会における企業の社会的責任については、特に目新しく論じられるもの

ではなく、むしろ当然に考慮すべきものとして、企業を取り巻く経営環境のごく一部分のものとしてみなされるようになってきた。それは、近年、コンプライアンス（compliance, 法令遵守）からコーポレート・ガバナンス（corporate governance, 企業統治）の徹底に努めている企業にとっては、あたかも空気のように極めてありふれた当然取り組むべきものとしての存在となっているといつてよい<sup>3)</sup>。いうまでもないことであるが、それは重要性の高まりのゆえでこそあれ決して後退局面にあるのではなく、実際の空気がなければ人は生存がおぼつかないのと同様であるといえる。

企業のCSR活動については、その社会的責任を果たす上での具体的行動計画の策定とその実施で論じられるようになったが、わが国での民間企業部門ないし個別企業における社会的責任に関する議論は、明治期以降もしばしば執り行なわれてきたところの古くて新しいテーマにほかならないのである。

## II 企業と社会的責任について

CSRのSRが社会的責任を指すので、CSRも企業と社会的責任に関する従来からの議論と独立ではない。伝統的な社会的責任に関する観点では、いうまでもなく企業の役割としての本業における事業活動が社会に果たす機能や役割をあげることができる。例えばミクロ経済学でいうところの市場における効率性を担う基本的事業主体として、企業は競争下における生産活動で公正かつ効率的な企業経営と事業活動をベースにデュアル・プロブレム（双対問題）であるところの費用低減と売上増大を目指すことにより利潤最大化を目的とするものである。それによって公共部門への法人税等の租税負担を果たすと共に、それが公共支出の原資を提供することになり社会貢献の一部となる。売上そのものは、いわゆるセイの法則も考えられうるが、基本的には市場すなわち社会が求める諸ニーズに対応するものと考えられるから、社会の付託に応える行動といつてよい。つまり、事業活動の継続性ないしサステナビリティ（存続可能性）は、市場ないし社会の要求や必要性への回答や結果として付随するものである。ある意味ではそこに企業の社会的意義ないし存在価値を見出すことができ、公器としての属性や社会性・公共性等の淵源の一部を構成するものと考えられる。

したがって、そこでは、コンプライアンス面からの法令関係への配慮のみならず、公序良俗など社会的なレピュテーション（評判）や市場での評価などにも気を配ることが求められる。それは、とりわけ長期的な企業存続に対する諸要因の一つとも見なされるものといえる。ある意味では、企業倫理へのトップマネジメントをはじめとする経営者サイドないし株主の意の用い方とも考えられる。より詳しい企業経営に関する主として経営学からのアプローチによる研究には、従来から数多くの蓄積があり紙幅の関係もあってここでは触れないが、例えば、高田（1974）や稲葉（2002）などをはじめとして事業経営上の社会的責任からの企業倫理ないし経営

者倫理との関連をも指摘されている。そこでは、法令遵守はもとより、公序良俗やレピュテーション、市場評価さらには哲学的ないし宗教的な考え方からする経営理念や経営方針等の観点も事業存続における重要な管理対象領域となってきたことで、社会的にも倫理的側面に配慮することが重要になってきたことを意味している<sup>4)</sup>。

それは、経営面のみならず、ブキャナン(1994)が指摘するまでもなく、経済面でも当てはまることである。さらにまた、ディジョージ(1989)では、倫理的投資で株主を含む投資家等の行動と責任、倫理についても触れているように、古典的なタイプの収益重視ないし利潤極大化といった投資行動に加えて、投資家の幅の広い投資動機や選好を反映した社会的倫理的諸指標・基準にもとづく投資行動の拡大と多様化が観察されている。これには、いうまでもなく金融・証券市場における規制緩和ないし自由化とグローバル化の進展における金融商品・サービスの開発・販売面での競争拡大などにも結果として少なからず依存するものといつてよい。

戦後においては、特に1960年代の高度経済成長期において、その後半期以降で顕著になった公害問題とその社会的費用との関連で大きく提起され論じられたものであった。それには、関連する地域住民への被害補償問題の取り組みや立法府や行政府における環境保全への公害規制に関する法制度の整備とその運用、環境庁(現、環境省)の設置などのほか、市場経済においても公害防除産業ないし環境装置産業の発展等により、我が国をはじめとして先進諸国では概ね解決に向けた政策的対応が実施されてきた。それは、今後とも、途上国の経済発展やそこの環境政策への応用として貢献することが期待されているし実際に実施されてもいる。

しかし、それはまた他方で、現在でも例えば京都議定書の議論以来、注目されているように、その延長としての一層深刻な地球規模での温暖化問題、すなわちグローバルな環境問題のクローズアップで世界各国政府や企業経営者にも積極的に取り組むことが不可避とされるようになった。それは、周知のように大気圏ないし地球における水気上げ下げ等々の円滑な自然現象の営みを本来のように取り戻すためへの努力であり、新たに必要な社会的費用でもある。それは、事業経営のみならず地球規模での人類の生存や生活の維持に対するサステナビリティをおびやかす事態が懸念されるまでに影響を与えようとしている状況下では、新たな環境経営という領域を開拓する時代的背景につながるものでもある。

もっとも、このような環境問題だけでなく、それ以前にも、古くから独占的市場ないし寡占市場における価格や参入面での市場競争をめぐる問題が提起されてきた。今日では、例えば食品偽装問題をはじめとしてブラックバイト問題などに至る商品・サービスの生産・供給における不祥事や法令違反などのガバナンスやコンプライアンスに関する諸問題が生じている。バブル経済崩壊に続く平成不況とその長期化にあって、デフレ経済への対応から低価格競争や原価低減圧力が否めないとしても、コンプライアンスの重要性が減じることはないし、企業倫理ないし経営倫理への配慮も一層期待されている。

市場での資源配分の効率面や産業ないし企業内部での経営戦略のあり方をはじめとして、取引慣行や利益分配から雇用契約や労働条件など福利厚生面などにいたる企業制度や企業行動の諸側面においては、従来からさまざまに企業の社会的責任が論じられてきた。実際、先進国のみならず途上国さらには経済・経営のグローバル化の進展下においては地球上のいかなる国・地域・場所を問わず、効率・公正・自由などの観点から企業の社会的責任が求められ、且つ広範に論じられるようになってきているのである。

### Ⅲ 社会的責任と CSR

CSR については、既に触れたように「社会的責任」という用語の定義が解釈上でも重要なポイントとなってくる。同時に、それとも関係するが、誰による誰のためのいかなる責任であるのかという意味での主体（者）と対象（者）、責任の範囲や内容等に関わる論点が不可欠である。加えて、そこでは、いうまでもなく社会的責任の波及効果をはじめとする一般的社会的影響等についても考慮されるべきである。

なお、あらかじめ触れておくことには2点あって、第一に、事業体の如何に関わらずその目的ないし定款にあるような本業を以って社会に貢献ないし存在意義有らしめるべきことがあげられる。実際、2014年経済産業省の『我が国における CSR に対する企業（経営者）の意識』では、CSR に含まれる内容について、「企業経営者の意識としては、よりよい商品・サービスを提供する、収益をあげ税金を納めることなど、本業に一生懸命取り組むことが CSR を構成するという考え方が強い」と指摘している。

例えば、民間企業なかんづく経済活動成果の多くを占める株式会社組織の場合には、営利事業体としての効率性や公正性に基づく経営を行なうことで資源の効率的配分を通じて社会に尽くすことである。それは、社会や市場のニーズに応じて生産活動を行い、販売高増大と費用低減というデュアル・プロブレムの解ないし調整を通じて利潤最大化を目指し、法人税等を支払い、得られた当期純利益を適切に分配することでもある。この点については、地域金融機関ないし金融業に関連する範囲で後述される。

第二には、CSR も SR の中に包括されるものと定義するならば、国内の事業体をはじめとして国際機関や海外の民間企業部門、政府・地方自治体といった公共部門、個人・家計部門、さらには特に近年その活動や知名度などでプレゼンスを高めつつある NPO・NGO 等の非営利組織ないし第3セクターなど新しい種類の経済部門の組織や主体（者）についても同様に妥当するものといえる。もっとも、民間企業の場合、通常それは営利企業とりわけ株式会社形態の企業を指す場合が少なくない。それには、営利目的の大規模な事業展開における場合にこそ、SR の必要性和その社会的影響が最も大きいということが考えられるし、GDP など経済的成果に占める株式会社のパフォーマンスが大きいという点も指摘される。とはいえ、自営業者などの小

規模ないし零細な事業主体のSRが除外されることではない。

このようなCSRないしSRについては、資本主義ないし市場主義の暴走とさえ呼ばれるケースも含めて、企業行動とその結果におけるコンプライアンス上の問題点に対して行政府や消費者団体、業界団体、一般の市場参加者等によるモニタリング機能の限界あるいは行政的対応ないし諸政策の採用とそこでの時間的ラグや補償問題なども含めて関連する論点として指摘されてきた。

他方、ひるがえって、公共部門ないし公企業の場合については、どうであろうか。基本的には、不作為にもとづくケースを含めて同様の社会的な責任が存在するのはいうまでもないが、それは、公有企業や公営企業でも同じであり、民活と呼ばれる民間部門の活力や効率性を採用するシステムであるようなPFI (Private Finance Initiative 民間資金導入方式) やPPP (Public Private Partnership 公民協同運営方式) による公的事业の場合にも関連してあてはまるものといえるから、公有民営企業においてもあてはまることとあってよい。実際、我が国においても、従来から都道府県や市町村などの自治体が経営する公企業などについて妥当してきたことであるから基本的には同様である。ただ、直接的な公的規制や管理の網がかかっているとみなせば、民間企業に比していくばくかの差異があり、それゆえ一般的には公的事业とその経営や運営には社会ないし市民からの信頼性が増すものということが考えられるであろう。

CSRの流れには、第一に、社会的規範における最小限度のものとして法律や条例等を遵守することがあり、それはいわば消極的な意味での狭義の社会的責任であるとする考え方に基づくものである。このことは、近年、コンプライアンスとして多方面で取り上げられたり、企業の経営理念ないし経営方針などでも提示されたりするほか、官民を問わず各種の事業主体の綱領や定款、事業計画の実施方針等でも展開されるようになってきた。

もとより、法制面での条文や内容項目等がカバーするもの以外のものが現実には出現してきたが、これらのいわゆる法の抜け穴を狙うようなケースなどは古今東西を問わず存在してきた。これに対しては、規制当局の対応行動や法制面での改定作業等もそれらの社会的影響を測りながら行われてきたものである<sup>5)</sup>。

次いで、第二に、公序良俗等といった社会的倫理的規範への対応という面におけるものが挙げられる。ただ、これには、一般的にも個々の時代背景や社会的状況等により、さらには、それぞれの国ないし個別的な地域とそれらにおいて生活ないし活動してきた主体に基づく思想や風潮をはじめ、そこにおいて醸成されてきた地域社会の伝統や文化から国民文化といったものまでが及ぼす影響の大きさが考慮されることになる。それと同時に、それゆえにこそ国家間や地域社会間における差異も少なからず存在することが考えられる。

したがって、上で述べた法制面でのことが、時系列的に見れば変遷をたどりうるのも故なしとしないことであり、他方で同時代的に共通の変化を見せうるのも国際間でのそれぞれの対応

についての協調ないし取決めの結果としては十分にありうることである。すなわち、一般的ないし広義における社会的責任というものには、それぞれの時代の国内外における経済的社会的背景やその思潮、伝統などに依拠してきたところが少なくないのであり、それは同時に企業とその行動が経営経済の環境要因と密接に関係していることの証左でもあるといつてよい<sup>6)</sup>。

このような社会的通念や思潮等に関わるものが及ぼす経済的影響については、別途取り上げることとして本稿においては特にこれ以上の論を進めない。ただ、例えば企業行動における市場戦略などで取引相手や消費者に向けた広報・宣伝活動に反映されたり、より一層基幹的な部分、例えば経営方針や経営理念などにまで遡って改訂することを求めたりすることが観察されるであろうという点を指摘することにとどめたい。

第三には、これまでの議論とも関連するケースが多いが、場合によっては必ずしもそうではなく、むしろ時には独立的に経営者側の意思決定として、経営理念や経営方針などにおいて自主的積極的に社会の望ましいニーズに対応する企業行動を善しとして採択することなどが挙げられる。そこでは、企業を取り巻く経営環境を考慮する場合においては、いかなる要因ないし外部環境要素が、どれほど当該企業にとって重要であるのか、それらのニーズがどのようなものであり、且つかほどの影響を及ぼしうるものなのか等々を、単にマーケティング戦略の一部としてみるのみならず全社的な総合的経営戦略やひいては経営理念、経営方針の転換まで関係するところのものとして把握し検討することが求められることになる。また、一方で、独立的思想や理念に基づく場合には、経営サイドからの内発的な情報発信や企業行動の在り方を市場に問うたり、経営理念の実践として世に働きかけたりするといったケースなどが考えられるであろう。

そこでも、雇用の確保・維持をはじめ企業の存続ないし社会における役割を担うことの正当性を維持し拡大するという考え方に加えて、社会からの公正なニーズや付託される役割・機能へ誠実に対応することへの真摯な行動や規範とがマッチしてこそ社会的責務を果たすことになるという信念が基本にあることが望まれる。

その意味では、経営環境の状況ないしそれへの配慮が与えるところの制約条件を勘案しながら、SRに関するさまざまな事項や内容への意思決定をおこなうという点では、上記の第二の点とも関連するものでもあるといつてよい。

なお、しばしば世上で取り上げられるメセナないしフィランソロピーという概念についても、CSRに内包されるものとして考える立場はもとより、これと必ずしも同一のスタンスをとらない場合であっても、民間企業部門ないし個別企業に焦点を当てるならば企業活動としての定款やその事業ドメインとの関連で上記のような考察領域を踏まえた視点からの位置づけが与えられるであろう。したがって、より具体的な観点からアプローチするとすれば、メセナ活動については、CSRの一環として取り組むという場合でも利益計画との整合性のとり方にはさまざま

な考え方があるものの、これらとはまったく独立的に存在するものと考えすることは現実のステークホルダーの利害調整上からも企業経営面でいくばくか困難であるといつてよい。

#### IV 地域金融機関と CSR

社会的責任に関連した主体の対象としてのこれまでの議論については、一般事業会社のようにも受け取られがちであるが必ずしもそれに限ったことではない。既に触れたように、政府や地方公共団体など公共部門の組織や個人・家計部門における各種主体のほか、NPO・NGO などについても基本的には同様である。もとより、金融機関も金融サービス商品を生産・供給する第3次産業に属する事業体・企業にほかならないから、これもまた例外ではありえない。

特に、銀行や証券会社、保険会社などの伝統的な金融産業に属する金融機関にあっては、それらの取引先主体群は民間企業部門のみならず公共部門から個人・家計部門、さらには国際機関を含む外国の経済主体等といった幅広いものから構成されるケースが考えられる。中小企業金融機関であっても、官民を含めて数多くの産業やそれに属する企業などの経済主体と取引関係にあるから、広範な経営ないし取引に関する情報収集・分析・発信などを含む情報管理と広報活動が求められることになる。すなわち、金融機関とその活動自体が広範な分野のステークホルダーないし事業主体に影響を及ぼし得る立場にあるといつてよく、公器としての性格が特定事業領域や顧客ないし取引当事者を相手とする一般事業会社の企業よりも強く表出される傾向にある。

それがためにも、金融機関の場合、いずれの国においても信用ないし資金等の創造・決済・仲介等々を担当しているなど、その事業の特性により厳しい公的規制がかけられてきた。やがて、周知のように1970年代以降、米国を初めとして先進諸国では規制緩和ないし規制撤廃から金融自由化の動きが本格化した。金融サービス供給にあっては、金融諸機能の実行に関係した諸業務が執り行われてきており、いうまでもなく規制撤廃といえども市場メカニズムをベースに金融取引の円滑な実施を保証するための必要且つ十分な規制は整備されねばならない。さらに、市場競争や公正な取引を維持するための例えば反トラスト法や独占禁止法等の適切な改正や実効ある運用は配慮されねばならないところである。

また、近年では、コンプライアンスへの関心が一般にも高くなっている点に留意する必要がある。これには、金融自由化の進展に伴い、商品サービスの開発・販売が一層急速且つ広範に促進されてきたことと無縁ではない。消費者を含む個人・家計部門において、預金者ないし投資家であっても、それらの新規商品サービスに関する情報等のアカウントビリティ（説明責任）を重視する傾向にある。そこでは、単に法令遵守のみならず金融機関として国際的水準への顧客向けサービス向上等の改善・向上が、例えば金融サービス法や消費者保護法などのような法制面への対応も含めて準備されることが要求されるからである。



地域金融機関をはじめとして金融産業に属する企業とりわけ伝統的な商業銀行業務を営む金融機関については、その事業活動の遂行上ないし機関経営上において考慮すべき社会的責任との関わりを挙げるならば以下のようなものが列挙されるであろう。

### 1 地域における金融事業の円滑な遂行

これは、本業である金融諸事業を地域において展開することにほかならない。すなわち、資金決済や信用仲介、信用創造など金融に関する主要諸機能の発揮や遂行を担当する機関として、現実の金融サービスの生産・供給といった金融諸業務における事業経営や業務担当を公正に且つ効率的に実行することによって社会に貢献することである。これが十分にできなければ、取引先や地域社会にとってさまざまなマイナスの影響を与えることになる。例えば、バブル経済崩壊とそれに続く平成不況の長期化により、金融部門に多大な不良債権が発生し、多くの金融機関がその処理に追われた。なかには破綻したケースもあり、その地域経済への負の影響が深刻化したことなどからも十分うかがうことができる<sup>7)</sup>。

これについては、非営利事業体である協同組織金融機関の信用金庫や信用組合、労働金庫、農業協同組合（JAバンク）、漁業協同組合（マリンバンク）等においても同様であり、非営利であるからとか、メンバーへの便益供与が重要だからとって機関経営において効率性が軽視されてよいというわけではない。それは、いわゆる赤字決算が続けば経営破綻の懸念が現実化して、結果的にメンバーや取引相手のみならず当該営業エリアないし地域経済全体にまで負の影響を与えかねず、結果的に社会の付託に応えることが困難となりSRを果たせなくなってしまうからである。

実際、金融機関のCSRが地域社会への貢献を指すとしても、先般のバブル崩壊時においては、金融業界全体での貸し渋りないしクレジット・クランチ等の動きの影響を及ぼさざるを得ない状況を惹起して、本来の役割ないし経営理念の発揮が制約されることになったことは否めないところであり、残念なことでもあった。もとより、杜撰で不十分な審査や融資は論外であるが、同業他社（他行・他庫）との貸出競争での自己規律の欠如すなわちミス・マネジメントとも言うべき経営上の蹉跌は、CSRにもとることになる点が改めて認識される結果となったのは周知のことであり、大きな教訓として銘記されることとなった。

### 2 民間金融機関の利潤ないし便益の最大化

基本的な市場経済体制にあっては、市場における資源配分効率の向上は国民経済全体にとって望ましいとされ、既にみたように、そのベースには株式会社組織の営利事業体における利潤最大化行動があげられてきた。これは、いわば民間企業部門の経済主体としての役割そのものともいってよく、売上収入最大化とコスト最小化といった双対問題の解ないし調整の追及に他ならない。

費用最小化については、取引先企業との継続的取引関係の安定化が情報の非対称性を低減させ品質・納期の保証などにおいて有効と考えられるし、取引業者の満足度についてもそれに寄与するものである。したがって、ステークホルダーとしての取引先企業との共存共栄も長期的には両者の市場競争力強化による資源配分効率の増大につながるものとみなすことができる。

そこでは、「高く買って安く売る」ことが良策であるという、世間では逆説的とみなされるかもしれない経営理念も現実的なものとなりうる。とりわけ、このことは、長期的取引関係ないし事業や企業活動の長期的継続性を考慮する場合には、市場ないし顧客サイドからのレピュテーションの重要性と関わっているものだけに一層妥当するところとなろう。わが国においても、古くから近江商人の間で言い伝えられてきた‘三方よし’という言葉にも通じるところがある。

また、社会に対する寄付行動については、欧米諸国のような普遍性を未だわが国では持ち合わせていないように見受けられるが、徐々に浸透してきているように感じられる。とりわけ阪神淡路大震災以降のボランティア活動の普及に伴い、個人や企業レベルでの寄付行為にも税務申告の控除目的以外での意識が高まりつつあるように思われる。もっとも、企業においては、ある意味で社会とりわけ地域社会における付託を果たし長期的存続を志向する場合での負担ないし経費の一部分とみなすことができるが、所定水準を超える金額については最終的には株主の承認を求めることになろう。

金融機関にあっても、資金ないし信用という金融サービスに関する事業の資源について、市場における配分効率を増大させるべく市場競争や組織内部効率を向上させることに努めることが求められている。それは、地域金融機関である地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合などについても同様であり、さらには、労働金庫や農業協同組合、漁業協同組合等にも当てはまるものである<sup>8)</sup>。

わが国においては、メガバンクないし都市銀行や地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行等が該当するところの株式会社組織金融機関では、営利企業として事業体の所有者の株主による株主総会での意思決定が最高議決機関におけるものとして重要視され、その主要な意思の一つに株主への配当の源泉たる当期純利益の最大化があげられる<sup>9)</sup>。

金融機関とりわけ商業銀行業務を担当する機関にあつては、長期における利潤についてその主要な源泉の一部にリレーションシップ・バンキングが大きく寄与しており、短期での利潤においてはトランザクション・バンキングの果たすところが大きいと考えられる。その意味でも、既にみた企業経営における考え方が応用可能となるであろう。また、それは、特に株式会社形態の金融機関においては、株主総会での意思決定に関する株主主権主義 vs ステークホルダー主義への対応でも基本的には同様と考えられる。

なお、よく知られているように株式会社組織における金融機関については、周知のように、

所有者の株主と事業執行を行う経営者との間にエージェンシー問題ないしそれに付随するモニタリングコストやボンディングコストの諸費用問題が存在していることは改めて指摘するまでもないことである。

他方で、繰り返すことになるが、共同組織形態など株式会社形態でない金融機関では、メンバーシップ組織体という面で、一般的に出資者ないし会員・組合員等のメンバーへの便益を最大化することが主要な経営目標の一つにあげられている。しかしながら、利潤最大化が主たる経営目的でないにせよ、経営効率への努力は組織存続ないし金融事業の継続的展開のためにも不可欠のものとなっている。というのも、そうでなければ、メンバーへの便益最大化を継続的に行うことが困難にもなりかねないからである。

加えて、いずれの場合でも、SRの観点から何を以て経営目的と考えるのかが改めて問われるところでもあり、それも金融機関を取り巻く社会環境要因とりわけ成長ないし発展に関わるものである。それは、各時代の経済状況をはじめとして、エコレベル等に起因する自然環境や人口動態等にも大きく依存して社会保障や国民福祉水準等とも関わるものである。それは、また、地域社会にも反映されることで企業金融レベルでの資金需給ないしファイナンス面で関わりを有するところとなるものである<sup>10)</sup>。

### 3 担税主体

租税は、公共部門における経済活動すなわち国や地方公共団体等が行なうさまざまな活動ないし役割・機能の実現に向けた行動の原資となるものであり、個人や法人とにかかわらず公共財サービスの対価としても負荷される性質を有している。それは、例えば就業者等の所得税や企業等の法人税などがあり、ほかにも固定資産税をはじめとしてさまざまな種類がある。金融機関においても、少なくとも、例えば当期純利益の算出段階で法人税額が計上される。株式会社組織の場合はもちろんであるが、協同組織機関においても税率は異なるものの法人税支払いが求められている<sup>11)</sup>。

株式会社などの営利企業における利益から法人税が納付されることは、公共部門への租税面からの寄与を意味することとなり、民間企業部門の利潤最大化によって稼得された利益ないし当該利潤最大化行動自体の社会における意義ないし正当性を補強するところのものともいえる。さらには、企業のステークホルダーとしての公共部門の経済主体の位置づけを付与するものとなってくることから、企業の長期的存続を企図する場合の重要な社会との関係性ないしソーシャル・キャピタルを形成する要因の一つとなるものである。

### 4 経済厚生問題

この問題の一つには、市場効率に関するものがあげられる。市場効率は、市場における資源配分の基本的なテーマであり、市場競争を通じて資源が効率的に配分されることで経済活動に

寄与するベースとなるものである。経済効率の源泉としては、市場における効率と企業組織内部における効率が相俟って達成されると考えられ、両者のいずれも相互に密接な関係を有するところのものである。特に市場効率は、具体的には個別産業ないしその関係市場における資源配分上の効率を意味するから、当該市場ないし産業内部における競争状態と不可分の関係にある。

個別企業の市場シェア（市場占有率）や市場競争力は、当該市場における価格動向やそれへの価格戦略と大きく関連するところがあり、内部組織効率の如何が影響することになる。それには、個別企業における費用ないし原価構造の在り方等の経営実態が反映されることになり、企業の経営戦略の如何が問われることにもなる。企業の市場シェアの動向は、市場の集中度の推移と関わってくるものであり、周知のように、それは、市場における独占の排除やそれにも関連する不公正取引の排除などといった独占禁止法にもとづく独禁政策ないし競争政策にかかわるテーマでもある。

金融商品サービスを提供する金融機関の場合も同様であり、金融市場でのシェアが対象となるが、高度成長期以降においても過度に大きなシェアを有する金融機関は見られず、むしろしばしば過当競争状態が懸念されるところとなっている<sup>12)</sup>。実際、地域にも依存するが、全国的には各業態の上位大規模機関は規模的に上位に区分される業態の下位小規模機関よりも大きいケースが少なくない。90年代のバブル経済崩壊以降における都市銀行の再編成により出現したメガバンクのケースでも、国際金融諸業務においては金融自由化やグローバル化の影響により内外諸機関の競争が存在している。また、全国市場にあつては地方銀行上位行を含む大規模行による競争が見られるし、企業金融上では信託銀行などいわゆる普通銀行以外の他業態によるところもあつて、寡占による有効競争問題を検討するほどには至っていない状況と考えられる。

ただ、特定の個別地域における場合には、例えば少子高齢化や人口の自然ないし社会的減少傾向など人口動態の変化にも依存して、金融機関の業態の内部ないし業態を超えた提携・合併等の再編成の動向次第では、現実問題として当該地域における金融サービスの需要者サイドから提起されるかもしれない市場集中ないしそれに関連する問題が生じうることも予想されるであろう。

なお、わが国においても、先行する英国に倣い金融サービス法に準じて消費者や一般個人顧客に対する商品サービスの説明責任などに関する消費者保護の観点からの政策的対応が金融自由化の一環として採用されている。

## 5 コンサルタントやディベロッパー等の担当

これについて、商業ベースに乗るものは顧客との取引活動の一環ないしその延長線上にあるものとして通常の金融サービス供給に区分されるであろう。それは、単なる個別の取引のみならず地域社会における開発金融までの広範なニーズへの対応ないしその結果といてよい。ま

た、商業ベースに乗らないものについては、長期的に対応すべき領域の案件として区分される。さらに、いずれでもないものは、事業のシーズ（種子）の可能性のあるものとみなされる。それらから、新規金融商品・サービスのR&D（研究・開発）が促されるとともに、マーケティング活動を含む企画・販売にまで考慮すべき対象となる。加えて、金融分野ないし関連しうる実体経済分野におけるさまざまな財サービスの供給に結びつくとともに、商業ベースないし有償レベルでも地域社会の人々のさまざまな金融ニーズへの対応を図るベース・プラットフォームを提供することになる。

## 6 環境問題への対応・配慮

先に環境経営について触れたが、従来からミシャン（1967）やローマクラブ（1970）をはじめ、リオ・サミット（1992）、京都議定書（1997）を経てパリ協定（2015）にいたる広範な地球環境問題への対応ないし配慮の必要性が指摘されてきた<sup>13)</sup>。それは、単に‘地球環境に優しい’行動の選択から、まずは‘地球環境を与件とすることを起点として保全・保護に寄与する’行動の選択への意識改革・転換とそれに基づいて‘自然をはじめとする地球が本来有する環境機能を向上’させるような行動様式が必要と考えるべきである。

かつて、わが国の高度経済成長期に指摘された公害防除の動きが法制面の整備により、環境庁（現在の環境省）の設置や排ガス規制の強化、環境装置産業の生成・発展など社会や人々の意識の向上なども含めて大きく改善されたことは周知の通りである。同時に、それは、わが国における河川や里山など自然環境の改善のみならず、人々のエコ意識の向上や自然景観等の重視へといった効果、とりわけ児童ないし青少年等への環境教育をはじめとする教育面における諸効果をもたらしてきた。

このことは、基本的には企業部門のみならず公共部門や家計部門においても同じであり、特に、公共部門では、環境関連の法規制の水準や諸外国の動向の調査・対応（不作為によるマイナスの影響回避ほかを含む）、炭素税などの環境税、排出権取引などの対応が検討され採択されてきたし、企業部門や家計部門でも省資源・省エネルギーの徹底でクール・ビズやウォーム・ビズといった職場や家庭での生活態様が一般化してきた。家計部門では、生活の仕方や考え方やそれに基づく環境家計簿についても検討された。

環境面での社会貢献型企業やその育成に向けた優遇融資政策についても行われてきており、例えば大手銀行も経営目標にCSRの一環として、環境配慮の点検「エクエーター原則」の採択<sup>14)</sup>や、CSRレポートとしてみずほフィナンシャルグループ（FG）は環境や教育に関係した取り組みを含めており、過去において当時の住友信託銀行や東京三菱銀行は既に公表済みで相応の社会還元の実績をアピールしてきた。具体例では、みずほFGによる風力発電事業への融資やアドバイザリー業務、環境配慮型企業向け融資制度などがあげられる<sup>15)</sup>。これらについては、既に欧米金融機関は軌道に乗せており、国内メーカーも先行していたが、邦銀の開示項目は拡充

が期待されていたものである。

## 7 貧困化対策ないし開発支援政策

開発途上国や経済発展中の新興国、さらには一部の先進諸国における開発計画地域にあっては、マイクロ・クレジット・ビジネスの有効性が指摘されている。これについては、バングラデッシュにおけるグラミン銀行の当該バンキング・ビジネス・モデルの開発と普及の応用にもとづいており、そのデフォルト率の低さと農村地域への経済波及効果の実績などから成功例として開発途上国への拡大はもとより、先進諸国の地域開発などにも応用されるようになってきたものである。同銀行の創立者のムハマド・ユヌス氏は、チッタゴン生まれで、アメリカで Ph. D. 取得後、帰国し、チッタゴン大学経済学部長を務めた。74年の大飢饉を機に貧困対策として、私財を投じてマイクロ・クレジット（小額無担保融資）事業を開始した。無担保で事業資金融資して貧困対策を実施して、自助努力を促したが、返済率は約98%の高水準であった<sup>16)</sup>。後に、ノーベル平和賞を受賞した。

わが国でも中小企業金融機関による中小・零細企業向け小額融資は行なわれていたが、原則的に無担保を条件とするケースは必ずしも一般的ではなかった。その意味では、小額無担保融資によるバンキング・ビジネスは開発地域対策として CSR ないし SR の観点で考えることも可能であろう。

## 8 企業メセナないしフィランソロピー事始め

企業メセナないしフィランソロピーについては、わが国では特に音楽・文化・芸術などの諸分野に向けた企業サイドから地域社会への積極的な働きかけとして社会貢献活動ないし CSR の一環としての位置付けがなされてきた。そこでは、当該分野への寄付行為等の資金面の支援をはじめとして、会場提供や人材面での協力等が行われてきたし、企業等の組織や事業体においてもアウトリーチを含めて多種多様なスキームや活動が見られる。

ここでは、我が国の銀行の中から比較的初期におけるいくつかのメセナ活動の事例を中心に紹介することとしたい。というのも、最近のケースは、主にその延長線上にあると考えられるからである。その多くは、銀行とその従業員がおこなう文化活動やその支援活動において観察されている。ここでいう文化活動とは、具体的には音楽活動、美術活動、その他の活動であり、書道をはじめとするさまざまな伝統的ないし現代的な文化活動などが該当する。また、寄付活動による地域のさまざまな文化的活動への間接的支援を行っているケースが多いが、直接的な支援活動を行っているところも事例数は少ないが見ることができる。

地方銀行及び第二地方銀行では、例えばロビー展の開催やコンサート開催、店舗ロビーの提供、美術館への協賛、アートギャラリー等の開催、写真展の開催、地域イベントへの参加・支援、祭りへの協賛、文化復興のイベント開催などが多くで行われている。ほかに、具体例を

少し取り上げると、文化施設の命名権の取得（横浜）、県・市施設の施設命名権へ応募（鳥取）、文化講演会を定期開催（静岡）、美術研究支援制度（京都）、宝塚歌劇・貸切での公演開催（池田）、クラシックコンサート開催（泉州）、美術館・博物館への無料招待（泉州）、ライブ開催（中国）、財団法人ひろしま美術館（広島）、学術・文化振興財団の設立（阿波）、地域文化助成制度（伊予）、文化財団の設立（西日本シティ、愛知、第三、みなと）、1%クラブへの入会（佐賀）、オーケストラ・コンサート（佐賀）、文化財団新人賞の贈呈（佐賀）、国際文化振興財団（琉球）、山形美術館の入館料負担（きらやか）、文化セミナーの開催（栃木）、カレンダーへの県内若手画家の起用（京葉）、小学生図画コンクールの開催（富山第一）、図書の寄贈（長崎）、くんちへの参加（長崎）などが各行のホームページから先行例としても知ることができた。（行名は、いずれも当時のもの。）

また、社会貢献活動支援ローンや社会貢献活動支援私募債の取り扱いなども考慮されてよいものである。

信用金庫では、庫数が多いため詳しくは別の機会に譲るが、殆どにおいて各地域での文化活動への積極的支援や環境保全・環境美化等の活動への支援、音楽コンサートや絵画コンテストの実施・支援、寄付を通じた福祉・教育・文化面への支援、祭りへの協賛など地域の芸術文化面における各種支援活動がおこなわれている。信用組合では、これまた殆どにおいて県内美術展や寄席等の開催を通じた文化的な地域貢献を図ったり、情報雑誌の刊行による地域諸活動の支援、祭りへの協賛を行ったりしているほか、地域の清掃活動というのが数組合で実施されている。

この環境面については、地方銀行・第二地方銀行では特にチーム・マイナス6%への参加やクール・ビズの実施が多く挙げられていたほか、国内全店舗でIS14001を地銀で初取得というケースも1行あった（八十二）。また、地域金融機関全体では、環境クリーン資金や環境私募債の取り扱いなど環境関連融資等の事業に取り組むところが増加している。

近年におけるCSRの動向には、繰り返すが、環境重視への経営的関心を具体化するような環境経営とも呼ばれる経営理念から経営方針におよぶ戦略的視点からするあり方や行動を謳うようになってきた。さらには、社会特に地域社会における長期的な付託に応える意味での事業継続性や存続可能性の維持・拡充を図るとともに、その存在価値を高めるための重要な役割を担うものとみなされるようになってきたと思われる。

そのため、金融機関も地域社会の主要な一員であるという意味でも、地域社会とのつながりや連携ないしソーシャルキャピタルへの配慮から諸種の活動への参画・参加が執り行われるようになってきている。そこでは、市場ないし社会からのレピュテーションの向上により、営業促進効果で売上・収益増加など事業活動の円滑化や拡充効果が期待されている。

企業メセナないしフィランソロピーもその一環としての位置づけが可能であり、1) 寄付を含む資金提供のケースとして、例えば、1%クラブやマッチング・ギフト制度などがあり、次

いで、2) 人材提供として、例えば地域における伝統芸能等への援助や従来からの地域社会や新規開発されたベッドタウンないし住宅街といったコミュニティでの盆踊りなど各種の地域社会行事への寄付行為や、社員の参加促進策などが挙げられる。さらには、3) 各種表彰制度の実施などについても、企業サイドから社会に向けたものや社員の社会的貢献活動に対して付与されるものなどがある。

## 9 雇用主体

一般的に、従来から地域金融機関はそれぞれの地域社会において所定の従業員数の雇用を維持してきており、主要な雇用主体としても重要な位置づけを占める事業所の一つとなっている。このことのみならず、通常の事業活動である金融サービス供給の一環として、顧客等へ事業主体間マッチング活動を展開するようになっており、そこにおいて生じうる新たなビジネスチャンス等にもとづく新規人材のニーズの掘り起こしや事業拡大等にもなう新たな雇用の創出にも寄与するところとなっている。

さらに、そこでは、地域における企業の厚生福祉面を含む雇用条件等の改善や向上にもいくばくかの影響力を及ぼすことも期待されている。それは、学生たちへのインターンシップ事業や金融教育への協賛活動なども含めて顧客や地域社会の要請に応える形で関連する教育・研修事業の展開を行うところが増えてきたことから肯けるであろう。

今後は、わが国でも人的資源管理での変化ないし多様化の時代を迎えて、いわゆる終身雇用制度や年功序列賃金体系などにもとづく日本的経営の進化や労働市場における流動化と多様化が一層進むことが予想される。そこでは、地域に展開する金融機関のみならず地域の一般企業や事業体に対しても、雇用・労働条件の向上に資する役割ないし経営ノウハウの開発と普及への努力が要請されるものと期待される。

## 10 国際社会貢献活動

最後に、地域金融機関といえども現代のグローバル化した経済環境を考えると、国内の所定の営業地盤をのみ中心にして事業展開を図るという戦略に固執するのは困難な時代となりつつあるように感じられる。そこでは、基調として、1) 国際融資活動による開発途上国への有償の経済的協力や、2) 国際シンジケートローンの提供による有償の各種ニーズへの対応と経済的貢献などが考えられる。地域金融機関においても後者による地場産業の企業進出等のコンサルティング関係や投融资関連の諸ニーズに対応するケースが考えられる。

もとより、このような点については、メガバンクないし都市銀行等は別として、地域金融機関では規模的地理的な制約もあって業態レベルないし複数機関からなるグループで行なうのが妥当するケースとも考えられる。というのも、かつての都市銀行ないし現在のメガバンクのような海外展開を図る必要性が小さく顧客層とその事業活動領域面でも、海外進出や国際金融上



のプレゼンス向上を目指す戦略は一部の地銀上位行を除けばいくばくか合理性を欠くであろうし株主の合意も得がたいところがあると推測されるからである。

ただ、一方では、地域企業においても、その親会社等、関連する取引先大企業ないし中堅企業における工場移転をはじめ、製造拠点等の海外立地などが増大したことに伴って何らかの対応を取ることが迫られるケースが増えてきたことも事実である。このため、資金面のみならず経営全般における相談や情報提供などが、国際状況とりわけ国際金融面への何らかの対応を基本的戦略のなかで考慮しながら求められる時代となっている。

## V 結びにかえて

これまで金融機関とりわけ地域金融機関に関する CSR について考察してきた。最後に、CSR とその方向性について考えてみることで小論の結びに代えることにしよう。

金融機関なかんずく地域金融機関における CSR とその方向性については、その初期の取組みや状況を含めて、その重要性を多角的に検討した。まず、社会的ニーズへの対応ないし新規市場や産業の開拓と創設については、大都市圏地域と地方地域とを問わず通常の金融事業の展開と同時に地域社会の再生ないし振興への貢献活動としても取り上げられるものである。特に、近時においては、地方創生政策のもとで一層の重要性を持っている。そこでは、SRI およびそれへの促進・協力について、一般企業の財務戦略ないし余剰資金運用でも可能な場合もあるが、金融機関ならではの取組みが一般的である<sup>17)</sup>。さらには、CSR の視点を入れた社会貢献型企業育成に向けた優遇融資政策が指摘される。それには、①地域活性化など社会貢献型プロジェクト及びその参画企業への融資ないしファンドの設立や参加であり、かつて福岡銀行などが出資し100億円ファンドで街づくりのベンチャービジネス発掘がねらいとされたケースなどがあった<sup>18)</sup>。

なお、大手行にも、②社会貢献型企業やその育成に向けた優遇融資政策として、経営目標に環境配慮の点検「エクエーター原則」の採択<sup>19)</sup>ほかがあり、CSR リポートをみずほ FG が環境や教育に関係した取り組みを含めており、当時の住友信託銀行や東京三菱銀行はすでに公表済みで相応の社会還元の実績をアピールしたものと見える。欧米金融機関は軌道に乗せており、国内メーカーなども先行しているが邦銀の取組みは今後のさらなる推進が期待されている。さらに、みずほ FG による風力発電事業への融資やアドバイザー業務など、環境配慮型企業に向けた融資制度などが見られた<sup>20)</sup>。

加えて、③環境経営や環境改善、自然環境保護、自然との共生などの視点から環境責任としての ESR (Environmental Social Responsibility) についても、近年ますます企業サイドで関心が高まっている。実際、ESR ガイドブックを環境経営の観点を重視する意味でも刊行ないしホームページ上で一般に公表し閲覧できるように情報提供するところが増えてきたし、データ

マイニング等を含めて関係データ管理もその規模や範囲の両面で拡充してきた。

国連をはじめとして公私の諸機関・企業・事業体等では、関連する環境指標や統計資料等を作成し提供するケースも多くみられるようになった。本稿の最初に触れた国連環境計画・金融イニシアティブが主導した「責任投資原則」は、その基本的な考え方を示している。機関投資家などが投資の意思決定に際して ESG (Environmental Social Governance: 環境・社会統治) をも考慮するようになってきている。

このように、初期の段階においては社会貢献のみならず企業業績に結びつく ESG 活動が高く評価されるようになり、逆にマイナス情報が出にくくなるという意見や、正確な情報がないと適切な投資活動ができないとか、NPO が欧米のように力をつけて対話や CSR 報告書を通して企業活動に対する問題提起などを積極的に行っていくことが不可欠であるなど<sup>21)</sup>といった考え方も提起されたのである。

地域金融機関においても、地域で幅広く活動していると同時にそれが浸透している事業特性等の機能や役割に鑑みれば一般事業会社と同様でないしはそれ以上に強く意識した対応が今後一層望まれていると考えることが妥当であろう。

## 注

- 1) なお、Socially Responsible Investment とするケースもみられる。
- 2) 国際連合 UNEP・FI ホームページ参照。
- 3) コーポレート・ガバナンスの定義は様々であるが、ここでは、企業行動ないし事業活動が公正かつ効率的に実行されるよう監視・監督する組織的システムとする。なお、例えば内田 (2002)、宮島 (2011) など参照。
- 4) 周知のように、企業のみならず学校や病院等の経営においても、欧米はもとよりわが国でも宗教団体等による建学理念や創立理念などを少なからず見ることができる。
- 5) とりわけ、近年の IT 産業の発展に関連して、電磁媒体やソフトウェア関連サービス・商品等にも少なからず妥当する。
- 6) 例えば、貿易の自由化交渉や環境規制等における個別のないし多国間での対応を見れば明らかであろう。
- 7) 伝統ある都市銀行の北海道拓殖銀行が破綻したことにより、当時、北海道経済が急速に冷え込んだといわれたのは記憶に新しい。
- 8) なお、ゆうちょ銀行については、全国津々浦々に広範な営業店を有する巨大金融機関であるが、企業貸出や住宅ローン貸付等の融資事業が民営化プロセスにおいて制約されており、ゆうちょ銀行単独としては実質的には未展開の状況となっている。
- 9) SR の視点から見れば、投資家の立場とは別に、経営計画上で設定されるべき適正利潤率があるのかという点も興味深い事柄であるが、伝統的な利潤最大化の考え方とはいくばくか対立するものでもある。
- 10) もっとも、その場合の評価指標・基準は何か? また、それを把握する際に、何をその (代理) 変数とするべきか等への配慮も求められることになろう。
- 11) なお、その他の諸税については費用に計上するケースが殆どである。
- 12) 例えば、内田 (1995) など参照。
- 13) それぞれ、快適権 (Amenity Right) や '成長の限界'、'持続可能な発展'、'地球温暖化防止'、'途上国を含む温暖化防止への取組み' などが提唱され、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) のパリ協定については批准等が各国において進行中である。
- 14) 日本経済新聞、平成18年4月6日。
- 15) 前掲資料、平成18年5月10日。
- 16) 前掲資料、2006年10月14日

- 17) 例えば, NPO バンキング等を含むコミュニティ・バンキングからクラウド・ファンディングまでソーシャル・ファイナンスの新たな態様によるものが出現してきている。
- 18) 日本経済新聞, 平成18年5月9日
- 19) 前掲資料, 平成18年4月6日
- 20) 前掲資料, 平成18年5月10日
- 21) 前掲資料, 平成18年9月18日

## 参考文献

- Ahmed, S. U. and S. Uchida (2006) Corporate Social Responsibility: Benefit, Current Status and Future Trend, *Journal of Business and Economics*, Vol. 86, No. 3, pp. 169-178
- Ahmed, S. U. and S. Uchida (2009) Corporate Social Responsibility and Financial Performance Linkage : A Preliminary Study to Draw the Conceptual Framework, *Annual Review of Southeast Asian Studies*, Vol. 25, pp. 43-51
- Buchanan, J.M. (1994) *Ethics and Economic Progress*, Univ. of Oklahoma Press, 小畑二郎訳『倫理の経済学』有斐閣, 1997年
- DeGeorge, R. T. (1989) *Business Ethics*, 3<sup>rd</sup> ed. Macmillan Publishing Co., 永安幸正・山田経三監訳『ビジネス・エシックス—グローバル経済の倫理的要請—』明石書店1995年
- Dore, R. (2000) *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism—Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford U. P. 藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社, 2001年
- Habib, S. M. A., S. U. Ahmed and S. Uchida (2007) Environmental and Social Responsibilities of Banks: Global Perspective, *Journal of Business and Economics*, Vol. 86, No. 2, pp.69-87
- Mishan, E. J. (1967) *The costs of economic growth*, Staples Press, 都留重人監訳1971『経済成長の代価』岩波書店
- Uchida, S. and S. U. Ahmed (2005) The Role of Relationship Banking on the Performance of Japanese Firms: An Empirical Study on Small and Medium Enterprises, *Annual Review of Southeast Asian Studies*, Vol.46, pp. 13-22
- Uchida, S. and S. U. Ahmed (2006) The Financial Institutions for Common People and Socio-economic Development Policies: Lessons from Some Selected Case Studies, *Journal of Business and Economics*, Vol. 85, No. 3・4, pp. 471-482
- 内田滋 (2002) コーポレート・ガバナンスに関する経営経済学的考察, 『長崎大学経済学部研究年報』第18巻, 長崎大学経済学部
- 内田滋 (2007) 書評, 『誰のための会社にするか』ロナルド・ドーア著, 岩波書店, 『季刊 個人金融』第2巻第2号
- 高田馨 (1974) 『経営者の社会的責任』千倉書房
- 宮島英昭 (2011) 『日本の企業統治』東洋経済新報社

## 参考 URL

- 経済産業省 URL, 企業の社会的責任 (CSR) に関する懇談会 報告書 平成16年7月 [http://www.meti.go.jp/policy/economic\\_industrial/gather/downloadfiles/g40715a52j.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/downloadfiles/g40715a52j.pdf) (2016年6月8日)
- 国際連合 UNEP・FI <http://www.unepfi.org/> (2016年9月9日)

